

総発第 335 号

令和2年2月3日

酒田市監査委員 加 藤 裕 様
酒田市監査委員 高 橋 千代夫 様

酒田市長 丸 山



定期監査結果に対する措置等について

令和元年12月23日付監発第49号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

課名	監査結果		措置内容
上下水道部管理課	指摘事項	私債権である水道料金等の不納欠損については、上下水道事業会計規程第24条において、法令若しくは議会の議決による債権放棄や時効等により債権が消滅した場合に行うことになっている。しかし、平成30年6月上下水道部が作成した「不納欠損処分の判断基準及び処理手順」（以下「処理手順」という。）では、滞納から2年（短期消滅時効期間）以上経過した時効の援用のない水道料金債権について、会計上は不納欠損として処理するが、債権の放棄ではないことから、その後収入となった場合は雑入として会計上処理すると規定している。そのため、処理手順に基づき平成30年度末において滞納から2年を経過して時効の援用がなかった水道料金	不納欠損は、会計上の内部手続きのことであり、債権自体は消滅しないため、処理手順に基づく会計処理は、企業会計上、必要かつ有効な会計処理と考える。ただし、ご指摘のとおり、処理手順と会計規程が整合していないため、会計規程第24条について、年度内に改正を行う。併せて、処理手順をより明確にし、不納欠損として整理すべき債権を適正に管理するため、債権管理事務取扱要綱、要領及び債権調書作成マニュアルについて、年度内に策定する。

	<p>1,591,732 円（88 件）及び閉開栓手数料 20,718 円（29 件）を不納欠損としている。現行の上下水道事業会計規程に照らせば、債権が消滅していないにもかかわらず不納欠損し、水道料金債権を簿外で管理することは適切な会計処理とは言えない。処理手順に基づく会計処理が企業会計上、必要かつ有効な会計処理であるならば、根拠とすべき会計規程等の整合を図ること。</p>	
--	--	--